

千葉県消防局NET119緊急通報システム運用要綱

〔令和2年1月29日
31千消指第727号〕

改正令和5年4月1日05千消防指第135号

（目的）

第1条 この要綱は、スマートフォン等の携帯端末機からインターネットを利用して緊急通報を行い、消防車や救急車の要請をするNET119番緊急通報システム（以下「システム」という。）を確立し、そのシステムを運用することにより、聴覚障害者や言語障害者（以下「聴覚障害者等」という。）からの緊急通報を担保し、円滑な消防行政サービス享受に係る手続きを定めることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 システムの利用対象者は、千葉市に在住、又は通勤・通学をしている聴覚障害者等でシステムの利用を希望する者をいう。

（利用案内及び申請書）

第3条 システムご利用案内及びNET119緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請兼同意書（様式第1号）は、消防局警防部指令課、各消防署並びに消防出張所及び各保健福祉センターに配置し、利用希望者に配布するものとする。

（利用申請）

第4条 新たにシステムを利用する場合又は登録された情報を変更若しくは廃止する場合は、NET119緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼同意書により、消防局長に申請するものとする。

（申請処理及び通知）

第5条 消防局長は、前条の規定により、申請があった場合は、申請種別により遅滞なくシステムの登録、変更又は廃止作業

を行うとともに、申込者に登録、変更又は廃止の完了をメールで通知するものとする。

(利用の取り消し)

第6条 消防局長は、登録後において、次の各号の定めによる場合は、利用の取り消しができるものとする。

- (1) 登録情報に、虚偽を発見した場合
- (2) 明らかに迷惑通報と判断した場合
- (3) その他、利用の取り消しが妥当であると判断した場合

(個人情報管理)

第7条 N E T 1 1 9 緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼同意書により得た個人情報の利用については、緊急通報に関する業務の範囲内で使用し、それ以外の目的では使用しないものとし、運用にあつては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めによるものとする。

(疑義)

第8条 この要綱に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、指令課と申請者が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日05千消指第135号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。